

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第165期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村上 一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 見目 信樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 見目 信樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第165期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第164期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	114,936	431,858
経常利益	(百万円)	6,452	22,180
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,302	11,147
純資産額	(百万円)	294,198	289,839
総資産額	(百万円)	386,469	381,795
1株当たり純資産額	(円)	1,063.84	1,043.53
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	13.30	44.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	13.29	44.29
自己資本比率	(%)	68.4	67.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	682	26,498
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,236	21,934
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,051	14,423
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	35,547	38,850
従業員数	(人)	5,300	5,166

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,300 [1,891]
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	249 [10]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(百万円)
製粉	45,778
食品	31,177
その他	5,466
合計	82,422

- (注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(百万円)
製粉	48,205
食品	57,317
その他	9,413
合計	114,936

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事(株)	15,443	13.4

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格および販売価格の変動については「3 財政状態及び経営成績の分析」に記載しております。

## 2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成20年8月12日)現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績の状況(経営成績)及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第1四半期につきましては、本年4月の輸入小麦の政府売渡価格30%引上げなど原材料価格高騰や原油高の影響により調達コストの上昇が継続する中、新製品の開発・発売、当社グループ製品の需要喚起のための広告宣伝活動の積極的な推進など売上げ拡大施策の実施とコスト削減に努めてまいりました。また、調達コストの大幅な上昇は内部努力で吸収できるレベルを超えているため、価格改定を実施いたしました。

この結果、第1四半期の業績は、売上高は1,149億36百万円となりました。利益面では、平成18年度、平成19年度に調達コストの上昇に対して価格改定が遅れ利益が悪化した食品事業の業績回復により、営業利益は51億98百万円、経常利益は64億52百万円、四半期純利益は33億2百万円と順調に推移しました。

#### 事業の種類別セグメントの売上高・営業利益概況

##### (製粉事業)

製粉事業につきましては、リレーションシップ・マーケティングを積極的に推進し市場開拓に努めたものの、業界全体の需要が伸び悩む厳しい市場環境の中、小麦粉の出荷は前年をやや下回りました。なお、本年4月より輸入小麦の政府売渡価格が平均30%引上げられたことに伴い、同月に小麦粉の価格改定を行いました。

生産・物流面では、本年夏の本格稼働に向けて東灘工場新ライン増設工事を進めるなど生産性向上の取組みを推進するとともに、安心・安全対策を引き続き強化してまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、穀物相場の高騰により各種飼料原料価格が高止まり、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、お客様との関係強化や価格改定により、売上げは堅調に推移しました。

この結果、製粉事業の売上高は482億5百万円、営業利益は24億67百万円となりました。

##### (食品事業)

加工食品事業につきましては、原油高、原材料価格の高騰など調達コストの上昇で厳しい環境が継続しておりますが、国内では本年5月に小麦粉・小麦粉二次加工品の価格改定を行うとともに、「マ・マー晩パスタ」プロモーションなどを積極的に展開し需要喚起に努めた結果、売上げは前年並となりました。また、調達コストの上昇に対して価格改定が遅れて悪化していた採算性の改善及び販売促進費の低減、コスト削減により利益は堅調に推移しました。中食・惣菜事業については、収益改善施策を着実に実行してまいりました。海外事業においては、本年1月にタイのバンコクにR&Dセンターを開設し、積極的な商品提案を行うなどの需要開拓の結果、売上げは堅調に推移しました。

酵母・バイオ事業の酵母事業では、イーストや改良剤の出荷減を、バタークリーム、総菜、ミネラル酵母などでカバーし売上げは堅調に推移しました。バイオ事業は免疫製品などの診断薬等が好調でしたが、実験動物や研究支援事業及び養魚飼料などが低迷し売上げは前年並となりました。

健康食品事業につきましては、コエンザイムQ<sub>10</sub>素材の販売は引き続き厳しい環境が続いており、売上げは低調に推移しました。こうした中、水溶化コエンザイムQ<sub>10</sub>や消費者向け製品において新製品投入を進めて付加価値製品の拡販に注力しました。

この結果、食品事業の売上高は573億17百万円、営業利益は22億4百万円となりました。

##### (その他事業)

ペットフード事業につきましては、原材料価格の高騰など調達コストの上昇を受け、価格改定に取り組むとともに、積極的な拡販施策により売上げは堅調に推移しました。

エンジニアリング事業につきましては、機器販売や粉体加工の売上げが堅調であったものの、関連業界の設備投資環境に厳しさが増す中、前年の大口工事完工の反動等の影響により売上げは低調に推移しました。

メッシュクロス事業につきましては、主力のスクリーン印刷用メッシュクロス及び化成品の売上げは堅調でしたが、産業用資材の売上げの不振で、全体では売上げは低調となりました。

この結果、その他事業の売上高は94億13百万円、営業利益は6億70百万円となりました。

## 経常利益・四半期純利益の状況

### (経常利益)

金融収支戻りは6億49百万円(益)、持分法による投資利益は3億40百万円となりました。また、その他雑損益合計は2億63百万円(益)となりました。以上の結果、営業外損益合計では12億53百万円(益)となり、経常利益は64億52百万円となりました。

### (四半期純利益)

特別利益は95百万円、特別損失は1億81百万円で差引特別損益は86百万円(損)となり、税金等調整前四半期純利益は63億66百万円となりました。特別利益の主なものは投資有価証券売却益24百万円及び関係会社清算益67百万円で、特別損失の主なものは固定資産除却損91百万円及び生産体制改善関連費用84百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、税金費用25億77百万円、少数株主利益4億85百万円を差し引き、四半期純利益は33億2百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益63億66百万円、減価償却費35億99百万円等の資金増加を、たな卸資産の増加額62億42百万円、法人税等の支払額39億92百万円等の資金減少が上回ったことにより、当第1四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは6億82百万円の資金減少となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形及び無形固定資産の取得に34億97百万円を支出しましたが、3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による満期・償還が預入・取得を47億0百万円上回ったことにより、当第1四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは12億36百万円の資金増加となりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは、5億54百万円の資金増加となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元としまして配当に22億35百万円を支出したことにより、当第1四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは30億51百万円の資金減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、前連結会計年度末比33億69百万円減少し、355億47百万円となりました。

当第1四半期末の借入金残高は45億83百万円ですが、フリー・キャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な資本の財源と資金の流動性を確保しております。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全をはじめとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

#### 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

純粹持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

#### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた定款第50条及び「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案を予め書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。  
「特定買収行為」とは、)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又は)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議します。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されます。企業価値委員会の検討・審議期間は、買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には当該理由の開示がなされるものとします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、以下に掲げる事項が全て満たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとします。
  - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
    - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
    - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
    - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
    - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
  - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
  - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

- 工) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- カ) 当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
- キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとし、取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとし、
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当に関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。  
無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権の全部を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

#### 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されており、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第50条の規定に則り、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期中差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりませんので、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から、買収提案について検討・審議いたします。また、企業価値委員会から取締役会に対し勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされており、
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項が全て充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、第162回定時株主総会から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)を全て充たしております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、1,302百万円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

日清製粉(株)東灘工場の小麦粉生産設備の新ライン増設工事については、主要な工事は概ね完了し、本年夏の本格稼働を予定しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	-
計	251,535,448	251,535,448	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の新株予約権を発行しております。

<平成14年7月23日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	10（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,000（注）4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 885,500円（注）2 （注）4
新株予約権の行使期間	平成16年7月16日～ 平成21年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 805円 1株当たり資本組入額 403円 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成18年7月15日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、平成14年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt;平成15年7月23日発行の新株予約権&gt;

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	44(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,400(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 892,100円 (注)2 (注)4
新株予約権の行使期間	平成17年7月16日~ 平成22年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 811円 1株当たり資本組入額 406円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成19年7月15日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、平成15年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成16年7月26日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	122（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	134,200（注）4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,098,900円 （注）2 （注）4
新株予約権の行使期間	平成18年7月17日～ 平成23年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 999円 1株当たり資本組入額 500円 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成20年7月16日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。  
新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成17年8月17日発行の新株予約権>

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	193(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	212,300(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,193,500円 (注)2 (注)4
新株予約権の行使期間	平成19年7月21日~ 平成24年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,085円 1株当たり資本組入額 543円 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行った場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が存続会社若しくは新設会社において承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は平成21年7月20日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、2次相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない理由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 4 平成17年11月18日付の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

<平成19年8月13日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	89（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	89,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,000円（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,197円 1株当たり資本組入額 599円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 4 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	161（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	161,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,000円（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,197円 1株当たり資本組入額 599円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 4 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日		251,535		17,117		9,500

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式3,102,500		
	(相互保有株式) 普通株式 327,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,162,500	492,325	
単元未満株式	普通株式1,943,448		
発行済株式総数	251,535,448		
総株主の議決権		492,325	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ7,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が14個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 672株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

株式会社若葉商会 306株

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	3,102,500		3,102,500	1.23
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	139,500		139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	103,000		103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000		79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	5,500		5,500	0.00
計		3,429,500		3,429,500	1.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,149	1,290	1,364
最低(円)	1,059	1,083	1,236

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	36,182	43,987
受取手形及び売掛金	55,519	58,000
有価証券	13,496	13,704
商品	4,661	4,752
製品	21,494	18,227
原材料	15,350	12,906
仕掛品	3,158	2,977
貯蔵品	1,445	1,449
その他	12,671	11,052
貸倒引当金	199	217
流動資産合計	163,778	166,841
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	注1,2 45,169	注1,2 45,276
機械装置及び運搬具(純額)	注1,2 33,437	注1,2 32,526
土地	33,031	33,187
その他(純額)	注1 6,614	注1 8,281
有形固定資産合計	118,252	119,272
無形固定資産	4,371	4,610
投資その他の資産		
投資有価証券	93,065	84,524
その他	7,223	6,806
貸倒引当金	222	260
投資その他の資産合計	100,066	91,071
固定資産合計	222,690	214,953
資産合計	386,469	381,795

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,706	23,875
短期借入金	4,002	3,969
未払法人税等	2,386	3,870
引当金	85	214
未払費用	11,285	13,600
その他	15,283	13,194
流動負債合計	55,748	58,724
固定負債		
長期借入金	580	1,093
引当金		
退職給付引当金	8,353	8,325
その他の引当金	1,818	1,300
引当金計	10,172	9,625
繰延税金負債	19,143	15,847
その他	注4 6,625	6,663
固定負債合計	36,523	33,230
負債合計	92,271	91,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,446	9,446
利益剰余金	210,235	209,221
自己株式	3,180	3,263
株主資本合計	233,619	232,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,179	26,115
繰延ヘッジ損益	55	250
為替換算調整勘定	548	791
評価・換算差額等合計	30,686	26,655
新株予約権	11	8
少数株主持分	29,880	30,653
純資産合計	294,198	289,839
負債純資産合計	386,469	381,795

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	114,936
売上原価	81,568
売上総利益	33,368
販売費及び一般管理費	注1 28,169
営業利益	5,198
営業外収益	
受取利息	108
受取配当金	584
持分法による投資利益	340
その他	300
営業外収益合計	1,333
営業外費用	
支払利息	43
その他	36
営業外費用合計	79
経常利益	6,452
特別利益	
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	24
関係会社清算益	67
特別利益合計	95
特別損失	
固定資産除却損	91
生産体制改善関連費用	84
その他	4
特別損失合計	181
税金等調整前四半期純利益	6,366
法人税等	注2 2,577
少数株主利益	485
四半期純利益	3,302

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	6,366
減価償却費	3,599
退職給付引当金の増減額(は減少)	36
前払年金費用の増減額(は増加)	692
受取利息及び受取配当金	692
支払利息	43
持分法による投資損益(は益)	340
投資有価証券売却損益(は益)	26
売上債権の増減額(は増加)	2,215
たな卸資産の増減額(は増加)	6,242
仕入債務の増減額(は減少)	1,035
その他	953
小計	2,277
利息及び配当金の受取額	1,071
利息の支払額	38
法人税等の支払額	3,992
営業活動によるキャッシュ・フロー	682
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	2,100
定期預金の払戻による収入	3,100
有価証券の取得による支出	1,799
有価証券の売却による収入	5,500
有形及び無形固定資産の取得による支出	3,497
有形及び無形固定資産の売却による収入	29
投資有価証券の取得による支出	66
投資有価証券の売却による収入	27
長期貸付けによる支出	2
長期貸付金の回収による収入	3
その他	99
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,236
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	162
短期借入金の返済による支出	117
長期借入金の返済による支出	492
自己株式の売却による収入	94
自己株式の取得による支出	15
配当金の支払額	2,235
その他	446
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,051
現金及び現金同等物に係る換算差額	872
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,369
現金及び現金同等物の期首残高	38,850
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	66
現金及び現金同等物の四半期末残高	35,547

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、OYCEU B.V.及び東酵(上海)商貿有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 40社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 当第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。これに伴い、たな卸資産の評価基準及び評価方法を、製品のうち小麦粉、ふすまについては売価還元法による低価法から、売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に、その他の製品については主として総平均法による低価法から、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に、原料については主として移動平均法による原価法から、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に、それぞれ変更しております。 この変更に伴う損益に与える影響及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、当連結会計年度期首の固定資産は120百万円、利益剰余金は48百万円、少数株主持分は72百万円、それぞれ減少しております。 この変更に伴う損益に与える影響及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間から「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響及びセグメント情報に与える影響はありません。</p>

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項（法定実効税率を使用する方法）に準じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

## 【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
有形固定資産の耐用年数の変更	当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を主として7～16年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、主として7～12年に変更しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ220百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
1 有形固定資産減価償却累計額 210,109百万円			1 有形固定資産減価償却累計額 208,691百万円		
2 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 264百万円			2 国庫補助金の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額 264百万円		
3 保証債務			3 保証債務		
相手先	摘要	金額 (百万円)	相手先	摘要	金額 (百万円)
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	239	(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	259
(関係会社)			(関係会社)		
阪神サイロ(株)	金融機関借入金	728	阪神サイロ(株)	金融機関借入金	522
(取引先関係)			(取引先関係)		
日本バイオ(株)	金融機関借入金	290	日本バイオ(株)	金融機関借入金	290
計		1,258	計		1,072
4 固定負債の「その他」には負ののれんが22百万円含まれております。			4		

## ( 四半期連結損益計算書関係 )

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	
販売運賃	6,370百万円
販売促進費	8,111百万円
2 当第1四半期連結累計期間における税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。そのため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	

## ( 四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係 )

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	36,182百万円
有価証券	13,496百万円
計	49,678百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	6,131百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	7,998百万円
現金及び現金同等物の四半期末残高	35,547百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 251,535 千株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式 3,088 千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 11 百万円(提出会社(親会社))

4. 配当に関する事項

(配当金支払額)

平成20年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,235百万円

1株当たり配当額 9円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月27日

配当の原資 利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結累計期間における剰余金の配当については「4. 配当に関する事項」に記載しております。  
なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	製粉 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	48,205	57,317	9,413	114,936	-	114,936
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,793	113	773	7,680	(7,680)	-
計	54,998	57,431	10,187	122,617	(7,680)	114,936
営業利益	2,467	2,204	670	5,342	(143)	5,198

(注) 1 事業区分の方法は、製品の種類の類似性を考慮して行っております。

2 各事業区分の主要製品

製粉.....小麦粉、ふすま

食品.....プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、

製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

その他...ペットフード、設備工事、メッシュクロス、荷役・保管

3 「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を主として7～16年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、主として7～12年に変更しております。これにより、営業利益は、「製粉」が161百万円、「食品」が26百万円、「その他」が42百万円少なく、「消去又は全社」が9百万円多く計上されております。

【所在地別セグメント情報】

(当第1四半期連結累計期間)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため記載しておりません。

【海外売上高】

(当第1四半期連結累計期間)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため記載しておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるもの

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	四半期連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	17,299	70,310	53,011	17,327	61,712	44,385
債券						
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
社債	6,997	6,998	0	11,702	11,705	2
その他	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	24,296	77,309	53,012	29,030	73,417	44,387

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

記載すべき事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)		前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	1,063円84銭	1 株当たり純資産額	1,043円53銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	294,198	289,839
普通株式に係る純資産額 (百万円)	264,306	259,177
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	11	8
少数株主持分	29,880	30,653
普通株式の発行済株式数 (株)	251,535,448	251,535,448
普通株式の自己株式数 (株)	3,088,778	3,170,042
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	248,446,670	248,365,406

2 . 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益	13円30銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	13円29銭

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
( 1 ) 1 株当たり四半期純利益	
四半期純利益 (百万円)	3,302
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	3,302
普通株式の期中平均株式数 (株)	248,391,337
( 2 ) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額 (百万円)	
普通株式増加数 (株)	71,102
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)  
記載すべき事項はありません。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 村上 一平 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原雅人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田村保広 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會田将之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。